

マージン率等に係る情報提供

令和 6 年 6 月 1 日
株式会社ジェニシス
代表取締役 萩原 哲也



改正労働者派遣法に基づき、下記の情報を提供します。
(対象：第 30 期（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）)

記

- | | |
|---|----------|
| 1 派遣労働者数 | 2 人 |
| 2 派遣先事業所数（実数） | 2 件 |
| 3 労働者派遣に関する料金の平均額 （1 日当たりの料金額（8 時間労働として計算）） | 41,024 円 |
| 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 （1 日当たりの賃金額（8 時間労働として計算）） | 24,128 円 |
| 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 | 31.42% |

「マージン率」には社会保険料の事業主負担分、有給休暇や福利厚生費、研修費等の費用等も含まれています。

- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 各種研修
情報セキュリティ教育

キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部 TEL：045-319-1785

- 7 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令 7 年 3 月 31 日）
・協定労働者の範囲（派遣先で情報処理・通信技術者の業務に従事する従業員）

- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
首都圏デジタル産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。

以上